

冷凍カツオ窃盗事件に関する職員の処分について

今般、令和4年10月11日に株式会社マルテ小林商店の元役員らが逮捕されたいわゆる「第3ルート」事件に関し、新たに元役員から当組合の職員（9名）に対し、金銭が渡されていた事実、また、いわゆる「第1ルート」事件に関し職員（1名）に対し、金銭が渡されていた事実（以下「当該事実」といいます。）が判明いたしました。

当組合は、懲戒解雇も含めて検討を重ねた結果、下記のとおり、当該事件に関与した職員の懲戒処分を行いました。

第1 処分対象者及び処分内容

- | | | |
|----------|----|------------------------|
| 1 係長級職員 | 1名 | 降格及び懲戒停職4か月、並びに、相当額の返還 |
| 2 係長級職員 | 1名 | 降格及び懲戒停職3か月、並びに、相当額の返還 |
| 3 主任級職員 | 2名 | 降格及び懲戒停職2か月、並びに、相当額の返還 |
| 4 その他の職員 | | |
| | 1名 | 懲戒停職5か月、並びに、相当額の返還 |
| | 2名 | 懲戒停職3か月、並びに、相当額の返還 |
| | 3名 | 懲戒停職2か月、並びに、相当額の返還 |

第2 処分理由

1 非違行為（金銭受領）について

先日、当組合に対して提出された第三者委員会調査報告書及び第三者委員会委員長からの提言を踏まえたうえで、第3ルート事件及び第1ルート事件における職員の関与の程度、事件を事前に発見・防止できなかった当組合の組織上の責任、さらに、今後の事業への影響などを総合考慮し、10名の職員に対し、第1（処分対象者及び処分内容）に記載のとおり、懲戒処分を科しました。

なお、第3ルート事件に関し、当組合は検察から協力要請を受けており、全面的に協力することを約束しております。今後の刑事裁判に影響を及ぼす可能性があるため、第3ルート事件における職員の関与の程度についての説明は、差し控えさせていただきます。

2 「誓約書」違反について

当該事実は、令和4年3月、職員が当組合に対して誓約書を提出後に発覚しているため、形式的には誓約書に違反するものです。

しかし、当時、既に取り調べを受けていた一部の職員は、警察から「捜査に支障をきたすおそれがあるため、取り調べの内容を部外に秘匿するように。」との要請を受けていました。そして、当該秘匿要請が他の職員にも伝わった結果、誓約書の提出時、事件に関して金銭を受領した旨の報告がなされませんでした。

本来、職員は当組合に対し、警察からの秘匿要請があることを含め、すべてを報告すべきでしたが、上記事情を踏まえると、誓約書違反を懲戒処分の対象とすることは適当ではないと判断しました。

第3 役員による自主返納について

事件発生当時の役員は、既に辞職しておりますが、事件を事前に発見・防止できなかつた当組合の組織上の責任を重視し、現役員の給与の一部を自主返納することとしました。